

活動結果報告書

令和5年5月29日

越前市議会

議長 吉田 啓三 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和5年5月29日(月曜日)～ 年 月 日(曜日)

活動先 農業 市内視察

活動目的 市内の有機農業の知見を深めるため

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

別紙のとおり

市内視察報告

第1回:5月29日(月)10:00~17:00

9:30 市役所集合

10:00 農協西部支所(白山) コウノトリ呼び戻す農法の経緯と現状・今後

コウノトリ呼び戻す農法日戻す農活動について経緯や現状の説明

参加者:コウノトリ呼び戻す農法部会(3人) 取組説明

市課環境農林部(3人) 部長が説明

*越前市で最後まで大型ヘリによる農薬の空中散布を実施していた地域が、その後、越前市の有機農業を牽引する地域になり、コウノトリ呼び戻す農法米の産地として、人と自然が共生する地域として、環境農業を県内外に発信する取組をしている事に改めて感慨を深くした。

11:00 白山ブドウ畑で見学と意見交換

雨の中、越前市産のワインをめざし白山特産のスイカ畑の横でワイン用のブドウ栽培しているブドウ畑を見学。

西野エイティーンズ・コーポレーション社長ほかの説明を受け、意見交換。

*6次化産業を目指す社長のチャレンジ精神に驚く。

11:30 地元の市民活動団体が運営している農家レストラン「しらやまさんち」で昼食。食材などの説明を受ける。

*これまで個人的に複数回利用しているが、今回も心のこもった美味しいメニューであった。

13:00 ワイナリー見学

午前中見学したぶどう畑のブドウを使ったワイナリーの工場を見学。

来年2月にワイナリー横に富裕層をターゲットにしたレストランを併設予定。

*ここでも社長の説明を聞きそのチャレンジ精神に感服

14:00 明城ファーム (いちごハウス、スイーツ店舗見学)

本年度、増設のイチゴの水耕栽培施設を見学。

来年2月に自家生産のトマトを使用したピザレストランを開設予定。

*代表の「個人のネットワークを駆使して情報収集に当たり、6次化に繋げている」という発言に未来を感じた。お隣の「そばの里」との連携(駐車場共有)も頼もしい。

14:40 ピロール農法説明

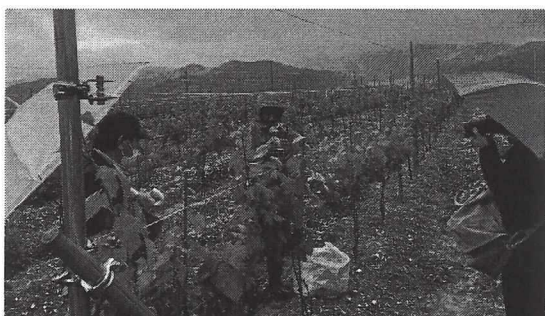
今立の黒田与作代表からピロール農法について歴史や現状、農法について説明を頂く。

ようやく昨年始動の国の緑の食料戦略システムもあって、有機農業に世間の関心も向くようになってきた。長年の食に対する思いとご苦労を痛感した。

令和5年5月29日



1 コウノトリ呼び戻す農法部
会の取組み視察



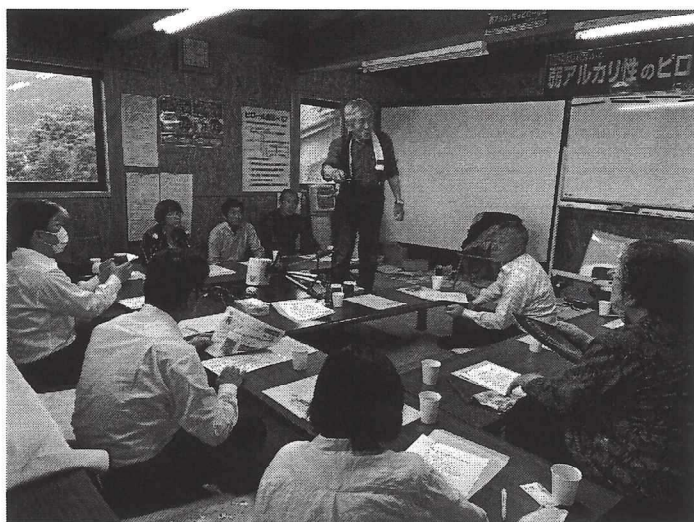
2 ブドウ畑・ワイナリー視察



2 ブドウ畑・ワイナリー視察



3 明城ファーム視察《いち
ご・トマトハウス》



4 ピロール農法視察

活動結果報告書

令和5年6月30日

越前市議会

議長 吉田 啓三 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和5年6月30日(金曜日)～ 年 月 日(曜日)

活動先 農業・林業 市内視察

活動目的 農業・林業の知見を深める

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 (不足のときは、補助用紙を用いる。)

別紙のとおり

第2回:6月30日(金)9:30~16:00

10:00 ワークステップひろせ(広瀬町) ワークステップひろせの取り組み説明

有機JASの認証 66.4ha 特別栽培米認証 1(無農薬・無化学肥料) 18.4 ha

■ 総作付面積 106.4ha

独自販売を手掛ける。今有機米は需要に応じきれない状況。

有機栽培の営農・栽培方法・技術の確立に努めている。

* 畠中さんの有機農業に賭ける思いや、これまでのこと、今後についても話を伺った。

農協と相入れず、反目していた時代もあったが、思いを貫き法人化し、地域の農業を守っている。

隔世の感がする。ようやく時代が付いてきた感がする。今後も愚直に農業に取り組むことに期待する。

今後は使途協働で有機農業をマニュアル化し規模感を持たせたい。

畠中さんのこれまでを思うと、ようやく光が当たり農協とも連携できる時代になったことに感慨を深くした。有機農業は慣行農業とは違い、計算通りにいかないものと考えるが、現在のIT技術などを駆使すれば可能なものか。

● 次会場の湯楽里に行く途中、「ワークステップひろせ」の有機無農薬の圃場を見学

12:00~16:00 式部温泉「湯楽里」

・開発中の和お膳「コウノトリ御前」の説明(地域活性化起業人) 試食

* どういう場面で提供する料理なのか。金額と量について再考する必要があるのでは？

・温浴施設を活用したグリーンツーリズム(地域活性化起業人)説明

市内有機農産物の販売拠点整備他

* 越前市のせっかくの温泉施設。今後の活用に期待したい。

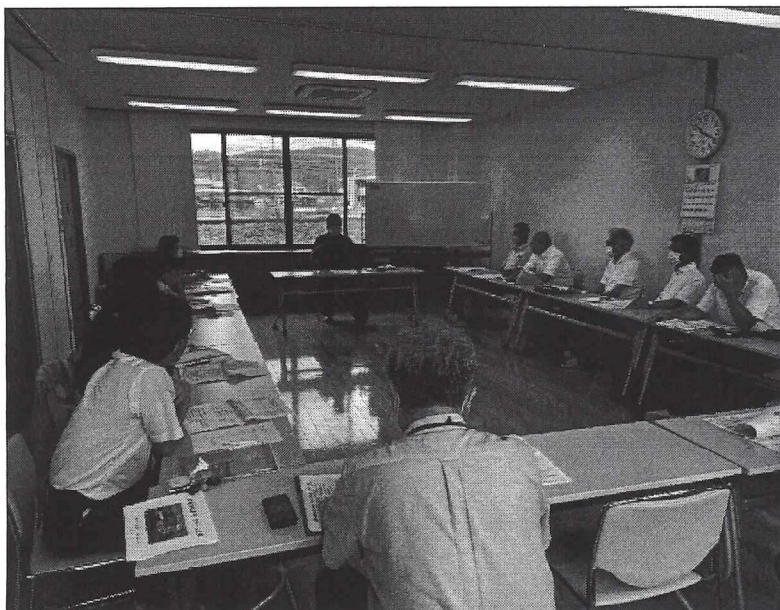
・越前市森林活用の現状と可能性(住友林業)

森林林業マスタープランの策定、森林環境譲与税の活用

市内の3地域の林業について説明

西部：橋本弥登志 中央：土田信義 今立：佐々木哲夫

* 林業について不案内な私であるが、前回の森林組合との語る会や今回の意見交換で、様々な課題が見えてきた。山は地域の環境にとって重要な存在。将来にわたって持続可能な森林そして地域を見据えたプランとなるよう引き続き勉強したい。



ファーム広瀬
ワークステップひろせ
(越前市広瀬町141-1-1)
畠中崇宏氏より説明



有機栽培圃場見学
畠中崇宏氏より説明



(株)旅する温泉道場
神保正樹氏より説明



㈱旅する温泉道場
神保正樹氏より説明



住友林業グループ
[REDACTED]
グループマネージャー
から説明

様式第4号 (第6条関係)

活動結果報告書

令和5年11月8日

越前市議会

議長 吉田 啓三 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和5年11月7日(火曜日)

活動先 株式会社村田製作所イノベーションミュージアム、源氏物語ミュージアム視察

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 (不足のときは、補助用紙を用いる。)

別紙のとおり

日 時：R5 年 11 月 1 日（水）

視察先：・（株）村田製作所イノベーションミュージアム

長岡京市天神 2 丁目 26 番 10 号

・源氏物語ミュージアム 宇治市宇治東内 5-26

・村田製作所イノベーションミュージアム

この施設は村田製作所職員の研修センターで一般には解放されていない。

まず私たちは研修室で、この施設の案内担当の職員から概要説明を受け、早速施設見学。

創業者の直筆の「社是」と会社誕生の背景、創業者のデスクなどを見学

続いて村田の発展の歴史と製品を紹介するコーナーへ。

村田草創期に宮崎村で碍子を製作したことなど、創業者に親近感を持った。

昨年初めて 4 代目の社長が創業家から離れた。

・宇治市の観光協会で、来年の大河ドラマ「光る君へ」の取り組みの説明をける。

・源氏物語ミュージアム

以前から見学したい施設でもあり大きな期待を持ってミュージアムを訪問した。

ミュージアムが住宅街の一角に位置していたことは意外だった。

照明を抑えた館内はゆったりしたスペースで、源氏物語の場면을再現。

京都アニメプロダクション作成の 20 分ほどのアニメーションを視聴。

ムラティノベーションミュージアムとは

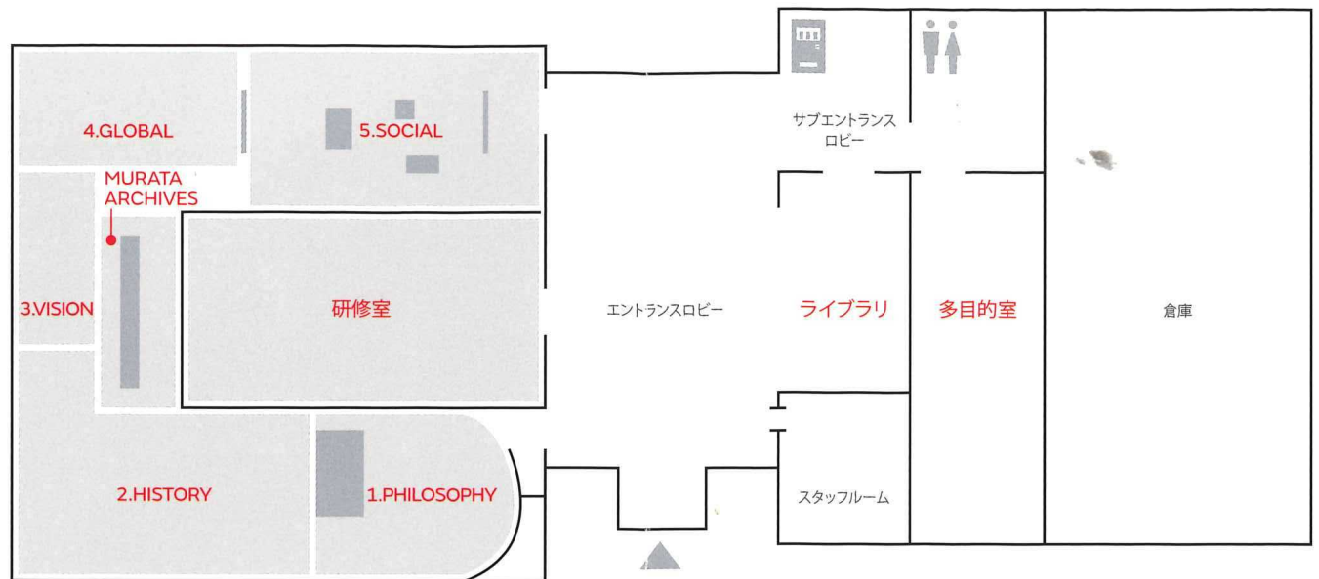
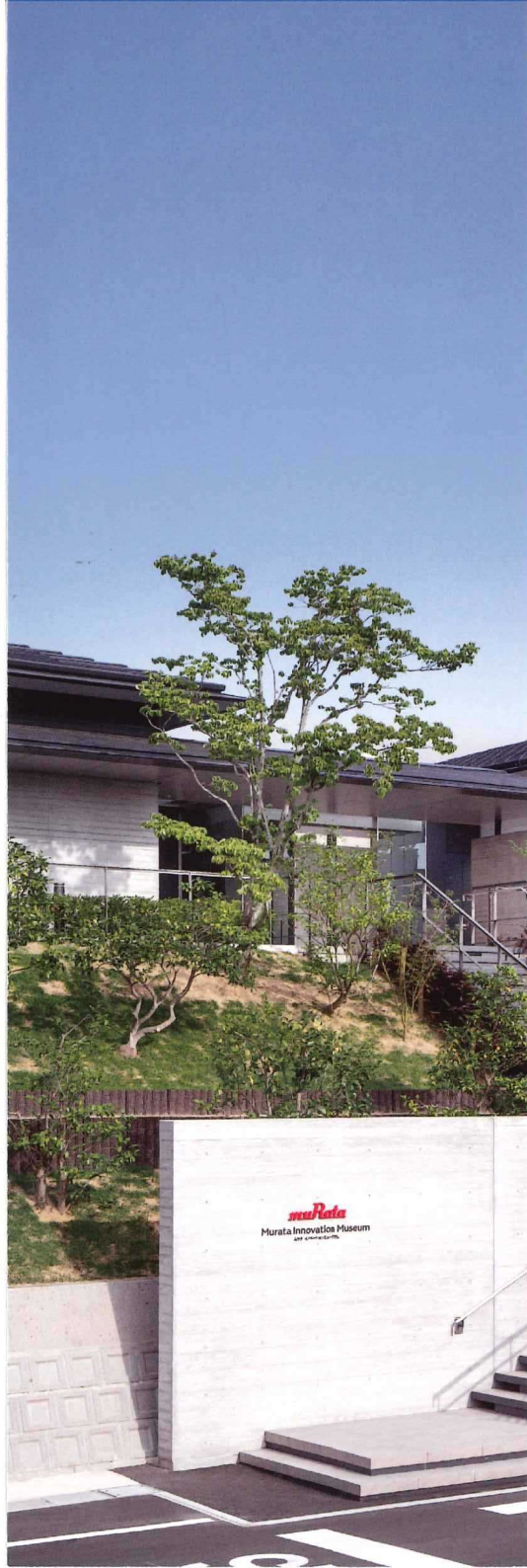
当社グループ社員が創業からの歴史や経営理念、大切にしてきた価値観を学ぶことにより、行動変容やイノベーションを促し、さらなる成長に繋げるための施設です。



muRata
INNOVATOR IN ELECTRONICS

Murata Innovation Museum

ムラティノベーションミュージアム



研修室
研修やワークショップを行います



1. PHILOSOPHY
社は誕生の背景と創業者の想いを紹介します



2. HISTORY
ムラタの歴史と製品を紹介します



3. VISION
ムラタのありたい姿を共有します



4. GLOBAL
世界各地の拠点を紹介します



5. SOCIAL
社会とムラタの関わりあいを紹介します



MURATA ARCHIVES
エレクトロニクスの進化を支えた製品群を紹介します



ライブラリ
書籍やデジタル資料を閲覧できます

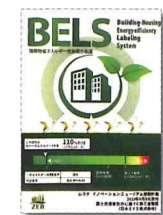


多目的室
各種イベントや企画展で利用します

建物について

この建物はNet-ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)※1対応の建物として、太陽光パネルによる自家発電システムと、省エネ技術を採用した照明や空調設備などを備え、建築物による環境負荷の低減とエネルギーの効率利用を図りました。CO₂センサーや蓄電池システムなどには当社の技術・製品を採用しています。

※1 快適な室内環境を保ちながら、高断熱化、日射遮蔽、自然エネルギーの利用、高効率設備により省エネルギーに努め、太陽光発電などによりエネルギーをつくることで、年間で消費するエネルギー量が大幅に削減される建築物のこと。



ZEB 認証 プレート

構造・規模：鉄骨造 平屋1階2棟構造(展示棟・倉庫棟)
延床面積：1,212㎡
建築面積：1,331㎡
用途：当社グループ社員の人材育成・開発を目的とした教育研修施設
場所：株式会社村田製作所 長岡事業所内

様式第4号（第6条関係）

活動結果報告書

令和5年4月27日

越前市議会

議長 吉田 啓三 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和5年4月1日（土曜日）～令和6年3月31日（日曜日）

活動先 栄武会 会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

英知と勇気をもって市に新風を吹き込み、市および会員相互の将来の繁栄を図る。

（組織の規約は別紙のとおり）

榮 武 会 規 約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、榮武会と称する（以下、会と言う）。

(所 在 地)

第 2 条 本会の事務所は、事務局長宅に置く。

(構 成)

第 3 条 本会は、武生市の発展（政治・経済・福祉等の活動促進ならびに地位の向上）を願う者によって構成する。

(目 的)

第 4 条 本会は、武生市を愛し、英知と勇気をもって市に新風を吹き込み、武生市および会員相互の将来の繁栄を図りつつ、時代の流れに沿った研修等を行うことを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は、目的を達成するために次のことを行う。

- 1, 啓蒙・啓発の役割を果たすための事業。
- 2, 各分野の専門講師等による研修ならびに広く知識を得るための見学。
- 3, 市長を交えた意見の交歓会。
- 4, その他

第 2 章 会 員

(会 員)

第 6 条 本会への入会は、必要事項および会員2人以上の推薦者名記載の別途定められた入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得た場合に限り認められる。ただし、年齢は20才以上とする。

第 3 章 役 員

(役 員)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名	直前会長	1名	副 会 長	2名
事 務 局	3名	会 計	3名	委 員	若干名
監 事	2名				

(役員を選出)

第 8 条 会長は、定期総会において選出し、その他の役員は会長が選任する。

(役員の仕事)

第 9 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1, 会長は、会を代表して会務を統轄する。
- 2, 直前会長は、会長に助言する。
- 3, 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
- 4, 事務局は、事業内容のすべてについて、会員の奉仕的な協力を得て事務運営を行う。
- 5, 会計は、会計業務の一切を行う。
- 6, 委員は、その目的に従って企画・立案を行い、それを実践する。
- 7, 監事は、会計業務に係わる収支決算の監査等を行う。

(役員の仕事)

第 10 条 役員の仕事は2ヶ年とし、再選を妨げない。ただし、補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。

第 4 章 会 議

(会議の種類)

第 11 条 本会の会議は、総会、役員会、各委員会とする。

(総 会)

第 12 条 1, 総会は、会の最高決議機関であり、年当初に一回行う定期総会および会長が必要と認めた時招集することの出来る臨時総会からなる。
2, 総会の議長は、会長が務めるものとする。
3, 総会は会員の2分の1以上の出席（委任状で出席にかえることは可）にて成立し、決議は出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(例 会)

第 13 条 例会は、年二回から三回行う。ただし、研修会その他事業を行った時は、それを例会とみなす。

(役 員 会)

第 14 条 役員会は、必要に応じ会長がこれを招集する。

(委 員 会)

第 15 条 各委員会は、必要に応じ委員長がこれを招集する。

第 5 章 会 計

(経 費)

第 16 条 本会の経費は、会費・入会金・特別会計・助成金・寄付金その他の収入をもってあてて。

(会費および入会金)

第 17 条 本会の会費は、年間6,000円とする。また、入会金は1,000円とする。

(会計年度)

第 18 条 本会の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

第 6 章 慶 弔

(慶 弔)

第 19 条 会員またはその家族に慶弔が発生したときは、次の区分により香典等を行うものとする。

- | | |
|-------------------------------|--------------|
| 1, 会員が結婚したとき | 10,000円 |
| 2, 会員が死亡したとき | 10,000円および花輪 |
| 3, 会員の配偶者が死亡したとき | 花輪 |
| 4, 会員の実父母および同居する会員の義父母が死亡したとき | 5,000円 |
| 5, 会員の子供が死亡したとき | 5,000円 |

第 7 章 その他

(顧 問)

第 20 条 本会に、総会の承認を得て顧問を置くことが出来る。

付 則

- 1, この規約は昭和59年 2月15日から施行する。
- 2, 平成 7年11月14日 一部改正

様式第4号（第6条関係）

活動結果報告書

令和5年5月20日

越前市議会

議長 吉田 啓三 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和5年4月1日（土曜日）～令和6年3月31日（日曜日）

活動先 北府駅を愛する会 会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

北府駅の保存を奨励し、福井鉄道福武線の利用促進に資する。

（組織の規約は別紙のとおり）

北府駅を愛する会会則

(目的)

第1条 本会は、福井鉄道株式会社北府駅（当該駅の周辺区域を含む。以下「北府駅」という。）の保存を奨励するとともに、北府駅を地域住民により親しまれる憩いの場とし、もって福井鉄道福武線の利用推進に資することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、北府駅を愛する会と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、越前市国府二丁目12番7号に置く。

(会員)

第4条 本会は、第1条の目的に賛同する団体及び個人をもって会員とする。

(事業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 北府駅の保存の奨励啓発
- (2) 北府駅の環境整備に関する企画提案
- (3) 北府駅の環境美化の協力
- (4) 北府駅の利用促進に関する事業の協力
- (5) 北府駅に関するイベントの開催
- (6) その他必要と認める事業

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|------------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 事務局長 | 1 名 |
| (4) 事務局次長 | 1 名 |
| (5) 幹 事 | 若干名 |
| (6) 会 計 | 1 名 |
| (7) 参 与 | 若干名 |
| (8) アドバイザー | 若干名 |
| (9) 監 事 | 2 名 |

2 役員は、役員会において選出し、総会において承認を得る。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 役員に欠員を生じたときは、役員会において選出することができる。ただし、任期は前任者の残任期間とし、次の総会に報告するものとする。

(職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 事務局長、事務局次長、幹事及び会計は、総会の決議に基づく業務の執行にあたる。

4 参与は、役員会に対し、助言を与えることができる。

5 監事は、会計及び業務を監査し、監査の結果を総会に報告する。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が役員会に諮り、これを委嘱する。
 - 3 顧問は、会長の諮問に応じ、会務に参画することができる。
- (会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第10条 総会は、年1回開催し、会員が出席する。

- 2 総会は、委任状を含め、会員の2分の1以上の出席により成立する。
 - 3 総会の議事は、出席会員(委任状を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 4 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 会則の改廃
 - (2) 事業計画
 - (3) 予算の審議決議
 - (4) 事業報告及び会計報告の承認
 - (5) 役員の承認
 - (6) その他役員会において必要と認めた事項
 - 5 総会は、会長が招集する。
 - 6 総会の議長は、役員以外の者から選出する。
- (役員会)

第11条 役員会は、必要に応じ開催し、監事を除く役員が出席する。

- 2 役員会は、委任状を含め、構成員の2分の1以上の出席により成立する。
 - 3 役員会の議事は、出席者(委任状を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 4 役員会に付議すべき事項は、前条第3項各号に掲げる事項とする。
 - 5 役員会は、会長が招集し、議長となる。
- (会計)

第12条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、次の各号に定める会員から、それぞれ当該各号に定める年額を徴収する。
 - (1) 団体会員である町内会 6,000円
 - (2) 団体会員である事業所 3,000円
 - (3) 個人会員 1,000円
- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(基金)

第13条 本会に、必要に応じ、基金を設けることができる。

- 2 前項の基金に積み立てるとき又は処分するときは、当該年度の予算において定めるものとする。ただし、災害の発生等やむを得ない事情があると認めるときは、これを処分することができる。
- 3 前項ただし書により基金を処分したときは、次の総会において報告しなければならない。

附 則 この会則は、平成22年9月1日から施行する。

附 則 この会則は、平成23年5月19日から施行する。

附 則 この会則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則 この会則は、平成27年5月30日から施行し、同年4月1日から適用する。

活動結果報告書

令和5年5月21日

越前市議会

議長 吉田 啓三 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和5年4月1日（土曜日）～令和6年3月31日（日曜日）

活動先 越前市国際交流協会 会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

幅広い市民の参加による活力にあふれた多文化共生を促進する事業や国際交流活動を実施することにより、国際性豊かな人材育成を図るとともに相互理解、友好親善、国際平和の促進に寄与することを目的とする。

（組織の会則は別紙のとおり）

越前市国際交流協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、越前市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会の事務所を、越前市府中一丁目11番2号 市民プラザたけふ（3階）内に置く。

(目的)

第3条 協会は、幅広い市民の参加による活力にあふれた多文化共生を促進する事業や国際交流活動を実施することにより、国際性豊かな人材育成を図るとともに相互理解、友好親善、国際平和の促進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 多文化共生に関する各種行事の企画及び実施
- (2) 国際交流に関する各種行事の企画及び実施
- (3) 越前市並びに諸外国の情報及び資料の収集及び提供
- (4) 諸外国との友好交流に関する事業
- (5) 国際交流関係団体との協力及び国際交流関係団体活動の振興
- (6) 多文化共生・国際理解に関する研修の実施
- (7) 多文化共生・国際理解に関する調査及び研究
- (8) 他団体とも連携し多文化共生を目指す事業
- (9) その他目的達成に必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 協会の会員は、協会の目的に賛同し、会費を収めた団体又は法人及び個人とする。

2 協力会員は、国際交流ボランティアとして協会の事業等について協力する個人とする。

第3章 役員

(役員)

第6条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

(2) 理事 10名以上20名以内

(3) 監事 2名

2 理事のうち、1名を理事長とし、1名を専務理事とする。

3 協会に副会長、顧問及び参与を置くことができる。

(役員の選任)

第7条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって選任する。専務理事は、理事の中から理事長が選定し、理事会の承認を得る。

3 副会長は、理事会において推薦し、総会の承認を得る。

4 顧問及び参与は、理事長が委嘱する。

(役員の職務)

第8条 会長は、協会を代表し、越前市長をもって充てる。

2 理事は、理事会を構成し、会務全般の運営に参画し、必要な業務遂行にあたる。

3 理事長は、協会を統括し、会務を総理する。

4 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 監事は、協会の会計及び事業を監査する。

6 会長及び副会長は、この協会の重要な事項について意見を述べ、又は助言することができる。

7 顧問は、理事長の諮問に応じ、助言する。

8 参与は、理事長の要請に応じ、協会の運営に関し助言する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 この会の役員に就任したものが、法人又は団体の代表者であった場合において、その役職に異動があったときは、後任者がそれを承継する。

3 欠員がある場合、別途理事長が任命する。

4 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(会議)

第10条 協会の会議は、総会、理事会、評議員会及び全体会議とし、理事長が招集する。

2 会議の議事は、出席者の過半数により決する。可否同数のときは議長がこれを決定する。

3 会長、副会長、顧問及び参与は、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(総会)

第11条 総会は、会員（協力会員を除く）をもって構成する。なお、協力会員は陪席をするこ

とができる。

- 2 総会は、毎年1回定時総会を開催する。ただし、理事長が必要と認めたときは臨時に総会を開催することができる。
- 3 総会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関する事。
 - (2) 事業計画及び事業報告に関する事。
 - (3) 予算及び決算に関する事。
 - (4) 役員の選任及び解任に関する事。
 - (5) その他重要な事項に関する事。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(理事会)

- 第12条 理事会は、理事をもって構成し、理事長が随時招集する。
- 2 理事長が必要と認めるときは、構成員以外の出席を求めることができる。
 - 3 理事会は、次の各号に掲げる事項について協議もしくは議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項に関する事。
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事。
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事。
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長及び専務理事の選任及び解任
 - 4 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。
 - 5 理事会の議長は、理事長とする。
 - 6 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(全体会議)

- 第13条 理事会は、総会で決定された事業活動を円滑に推進するため、全会員を対象とした全体会議を設けることができる。

(事業部会等)

- 第14条 理事長は、協会の事業を推進するため、理事会の同意を得て、次の事業部会を設置する。
- (1) つながる事業部会
 - (2) さきがける事業部会
 - (3) ささえあう事業部会
 - (4) 日本語教室事業部会
- 2 事業部会は、協会の事業の具現化のため、各々の所管に基づき、企画立案及び実施にあたる。
 - 3 事業部会には、部会長、副部会長及び部会計を置く。

(評議員会)

第15条 この協会に任意の諮問機関として評議員会を置くことができる。

- 2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。議事進行は、事務局長が行うものとする。
- 3 評議員の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 評議員会は、次の職務を行う。
 - (1) 理事会から諮問された事項について意見を述べること。
 - (2) 理事長の相談に応じること。
 - (3) 評議員は、第4条の事業について提言、提案することができる。
- 5 評議員会は、定時評議員会として年2回開催するほか、理事長が必要と認めたときは臨時に評議員会を開催することができる。
- 6 評議員の任期は、2年とする。
- 7 評議員は、無報酬とする。ただし、職務のため要する費用は費用弁償として支給する。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。事務局長は、本会の事務全般を総括する。
- 3 事務局長及び必要な職員は、理事長が任免する。
- 4 職員は事務局長の下、事務を遂行する。

第6章 情報公開

(情報公開)

第17条 本会の会議はすべて公開を原則とする。

- 2 会員は随時、本会の会議録又は活動記録を閲覧することができる。
- 3 理事長は、会員から意義ある旨の申し出がある場合、調査し説明を行うものとする。

第7章 会計

(会 費)

第18条 会費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 団体又は法人 一口 10,000円/年
- (2) 個人 一口 1,000円/年

(会 計)

第19条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

- 2 協会の会計年度は毎年4月1日から3月31日までとする。

第8章 補足

(補 足)

第20条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成3年8月8日から施行する。
- 2 協会の設立当初の役員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成5年3月31日までとする。
- 3 協会の設立初年度の会計年度は、第13条第2項の規定にかかわらず、設立日から平成4年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成19年4月2日から施行する。
- 2 平成19年度役員の任期は、第8条第1項の規定に関わらず、平成20年度総会までとする。

附 則

この会則は、平成20年4月29日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年5月2日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年6月3日から施行する。

附 則

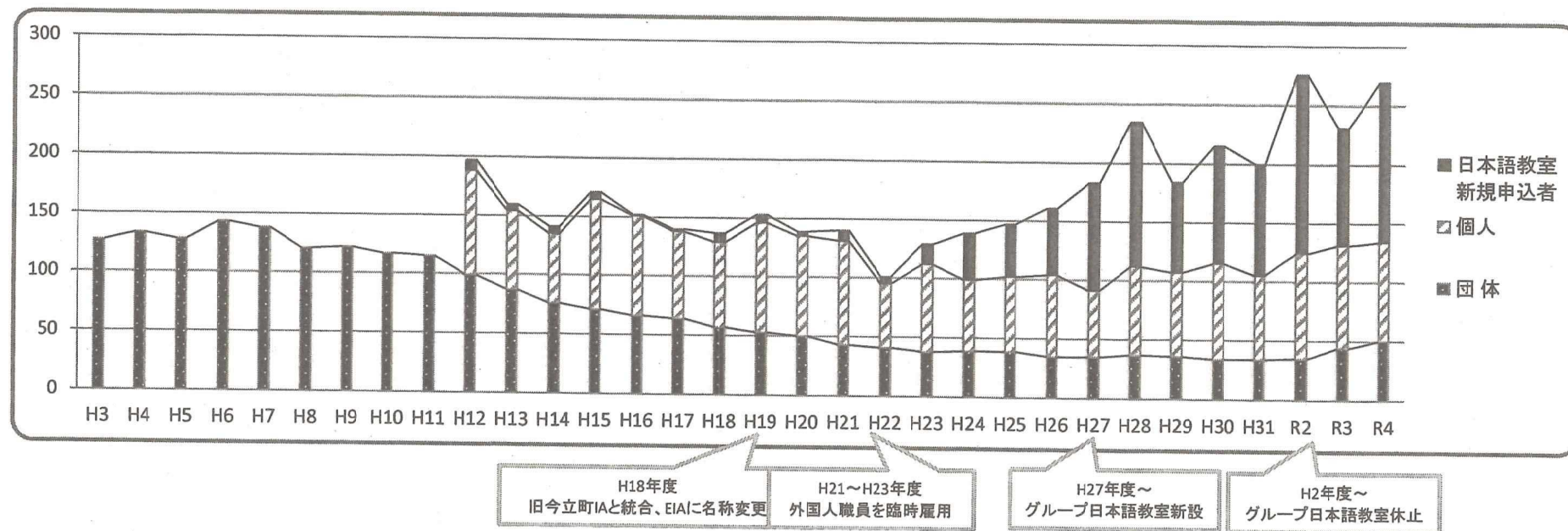
この会則は、令和2年6月7日から施行する。

(参考資料)

越前市国際交流協会（平成17年以前は旧武生市国際交流協会）会員数と内訳の推移

※ 3月末日現在の数

年	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
団 体	127	133	128	143	138	121	122	117	115	99	87	76	71	66	64	57	53	50	43	41	38	39	39	35	35	37	36	34	34	35	44	50
個 人										89	67	59	94	85	74	72	93	85	88	54	74	60	63	69	56	75	71	81	71	89	87	84
日本語教室 新規申込者										9	6	6	6	1	2	8	7	4	9	6	17	40	45	57	92	123	77	100	95	152	100	136



様式第4号（第6条関係）

活動結果報告書

令和5年5月28日

越前市議会

議長 吉田 啓三 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和5年4月1日（土曜日）～令和6年3月31日（日曜日）

活動先 紫式部顕彰会 会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

紫式部の功績と遺徳を顕彰し、併せて紫式部が生きた時代を中心とした歴史・文化・文学に関する研究を奨励するとともに、これに貢献した個人及び団体を表彰し、もって京都府における文学の発展に寄与することを目的とする。

（組織の定款は別紙のとおり）

一般社団法人紫式部顕彰会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人紫式部顕彰会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を京都市に置く。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、紫式部の功績と遺徳を顕彰し、併せて紫式部が生きた時代を中心とする歴史・文化・文学に関する研究を奨励するとともに、これに貢献した個人及び団体を表彰し、もって京都府における文学の発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 紫式部史跡の整備及び管理
- (2) 紫式部の追善法要及び講演会の開催
- (3) 平安時代の文学にかかる著作等の収集、保存及び管理
- (4) 平安文学にかかる出版
- (5) 紫式部学術賞の授与
- (6) 会報誌の刊行
- (7) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、京都府内において発行する京都新聞に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、当法人の目的に賛同する個人又は団体であって、次項の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

- 2 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第7条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第8条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、総会又はこの定款で定められた事項について決議する。

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

3 総社員の決議権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である次項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議

- 決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 社員総会において選出された議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上15名以内

監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事を会長とし、理事のうち、2名を副会長とすることができる。

4 副会長をもって、一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。

(理事の職務権限)

第21条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担し執行する。

3 会長及び副会長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人

の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第24条 役員は、次のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第25条 役員は無報酬とする。

(取引の制限)

第26条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第5章 理事会

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第32条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 計算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から（翌年）3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第34条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第35条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項第3号第4号及び第5号の書類については、定時社員総会の承認を受

けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、社員総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第38条 この法人が、清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 事務局

(事務局)

第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 この一般法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。職員は会長が任免する。ただし、事務局長等の重要な職員は、理事会の決議により任免する。職員は、有給とする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は町田泰宣とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

様式第4号（第6条関係）

活動結果報告書

令和5年4月27日

越前市議会

議長 吉田 啓三 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和5年4月1日（土曜日）～令和6年3月31日（日曜日）

活動先 特定非営利活動法人自立支援ネット 会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 （不足のときは、補助用紙を用いる。）

障害を持つ児童・青年及び児童養護施設で暮らす児童や施設を巣立った青年など養護を必要とする者に対して、地域での自立生活を支援する事業等を行い、福祉の向上に寄与することを目的とする。

（組織の定款は別紙のとおり）

特定非営利活動法人自立支援ネット 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人自立支援ネットという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県越前市府中一丁目11番2号市民プラザたけふ3階市民交流センターに置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、障害を持つ児童・青年及び児童養護施設で暮らす児童や施設を巣立った青年など養護を必要とする者に対して、地域での自立生活を支援する事業等を行い、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）別表の次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 知的障害者地域生活援助事業
- (2) 知的障害者の就労支援事業
- (3) 知的障害者授産施設・更生施設運営支援事業
- (4) 児童養護施設の卒園児・青年に対する自立援助事業
- (5) 児童養護施設・グループホーム・自立援助ホーム運営支援事業
- (6) 障害児・者及び要養護児童の政策に関する情報収集提供・調査研究・相談援助事業
- (7) 障害児・者及び児童養護施設入所児の健康及び福祉の増進に関する事業
- (8) 障害児・者及び児童養護施設入所児と市民との交流事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、目的達成のため主体的に活動する個人
- (2) 賛助会員 この法人の行う諸事業に賛助する個人または団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員および職員

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときには、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局および職員)

第20条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長および職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について、議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画および活動予算ならびにその変更

(5) 事業報告および活動決算

(6) 役員の選任および解任、職務および報酬

(7) 入会金および会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)

その他新たな義務の負担および権利の放棄

(9) 事務局の組織および運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号および第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定により、あらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画および予算)

第44条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定および使用)

第46条 予算超過または予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

2 前項の軽微な事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類および当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所および従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関するものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者とする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府ポータルサイト（法人入力情報）に掲載して行う

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事	谷口	和正
理事	渡辺	慎二
理事	中島	敏夫
理事	竹内	重富
理事	田中	三紀子
理事	林	陽子
監事	伊藤	藤夫

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成18年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 年会費 3,000円(一家族)
 - (2) 賛助会員 年会費 個人 500円(一家族)
団体 3,000円(一口)

活動結果報告書

令和5年7月11日

越前市議会

議長 吉田 啓三 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和5年4月1日（土曜日）～令和6年3月31日（日曜日）

活動先 「小さな親切」運動越前支部 会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

次代を担う青少年をはじめ広く国民の間に「小さな親切」の実践を呼びかける事業を行い、「小さな親切」を前提とする新たな社会道義の確立に寄与することを目的とする。

（組織の規約は別紙のとおり）

「小さな親切」運動越前支部会則

第1条 名 称

本会は、「小さな親切」運動越前支部と称する。

第2条 目 的

本会は、「小さな親切」運動の趣旨を市民に普及し、青少年をはじめ広く市民の間に「小さな親切」の心を育てることを目的とする。

第3条 活動の上部機関

本会は、「小さな親切」運動県本部の越前支部としての活動を行う。

第4条 事 業

本会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 市民への本会の趣旨の普及徹底と会員の勧誘。
- 2 親切実践の個人・団体の表彰と本部への推薦。
- 3 「コスモス作戦」運動など環境美化の推進。
- 4 町づくり運動への積極的協力。
- 5 研修会・講習会の開催。
- 6 その他目的達成に必要な事業。

第5条 組 織

組織は、「小さな親切」運動越前支部組織図（別紙）のとおりとする。

第6条 会 員

本会は、本会の目的に賛同する普通会員・特別会員で構成する。

第7条 役 員

本会に、次の役員を置く。

- | | |
|------------|----------|
| 1 代 表 | 1 名 |
| 2 副代表 | 若干名 |
| 3 事務局長 | 1 名 |
| 4 事務局次長 | 若干名 |
| 5 庶務・会計係 | 各1名 |
| 6 地区長・副地区長 | 各地区より各1名 |
| 7 実行委員 | 各地区より若干名 |
| 8 監 事 | 2 名 |

第8条 役員の任期

役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

令和3年度

私たちは「小さな親切」運動をサポートしています。

特 別 会 員 （ 順不同 敬称略 ）

大和建设（株）
（医）林病院
直江歯科医院
株式会社ダイエイ
土田司法書士事務所
（医）中村病院
（株）鎌仁商店
河嶋連蔵商店（株）
シャトル（株）
重松産業（株）
谷口建設（株）
三和イコール企画（株）
（株）佐々木合成
レンゴー（株）武生工場
（有）北陸ビット
創建産業（株）
（株）武生製麺
マルツ運輸（株）
田中建設（株）
伊部印刷（株）

（税）片岡会計
野尻医院
水野歯科医院
カラヤ（株）
（株）帝国コンサルタント
（株）タマヤ
カワイ株式会社
池端病院
近江化工（株）福井工場
柳井化学工業（株）武生工場
テラオライテック（株）
大壺商事（有）
オーシン
（株）ウエキグミ
ホクエー産業（有）
中西木材（株）
林 家具
日信化学工業（株）
マルゼン重機建設
ササキ工業（株）



第9条 役員の選出

本会の役員は、次の手順で選び、総会に報告・承認を受ける。

代表は、役員会で推挙する。

副代表は、代表が役員会に諮り選任する。

事務局長・事務局次長・庶務・会計は、代表が実行委員の中より委嘱する。

部長・副部長は、役員会で各部会の実行委員より選出する。

監事は、役員会で会員の中より選出する。

なお、実践活動を推進するための各地区の地区長・副地区長及び実行委員の選出については各地区に一任する。

第10条 役員の職務

役員の職務は次のとおりとする。

- 1 代表は本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副代表は代表を補佐し、代表事故あるときはその職務を代行する。
- 3 事務局長・事務局次長は本会の運営及び実践計画の立案などを行う。
- 4 庶務係は本会の庶務を、会計は本会の会計に当たる。
- 5 監事は本会の会計監査を行う。
- 6 部長・副部長は、本会活動目的達成のため、各部会を統括する。
- 7 実行委員は、4つのいずれかの部会に所属し、事業の推進・達成に務める。
- 8 地区長は各地区を総括し、活動の実践をはかる。副地区長はこれを補佐する。

第11条 総会

毎年1回開き次の事項を審議する。但し必要な場合、臨時に開くことができる。

- 1 事業計画・予算の審議。
- 2 事業報告・決算の承認。
- 3 役員の承認。
- 4 会則の変更、その他必要な事項。

第12条 役員会

実行委員会に計上する議題及び緊急の議題について事前に協議を行う。

役員会は、以下の役員を持って構成する。

代表、副代表、事務局長、事務局次長、庶務・会計。但し、協議内容によって各部長の出席を求める。

第13条 実行委員会

必要に応じ次の事項を審議する。

- 1 運動推進についての緊急事項及びその他必要な事項。
- 2 総会に付議する議案の審議。
- 3 諸事業の計画・実践。
- 4 地域における実践的計画。
- 5 役員の選出・推薦及びその他必要な事項。

第14条 会 費

本会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもって充てる。

会費は、普通会员1口 年500円 特別会員1口 年5,000円とする。

但し、地区活動費として、普通会员、特別会員の口数に応じて会費の一部を還元するものとする。

第15条 顧 問

本会に、顧問を置くことができる。顧問は、代表が役員会に諮り推薦する。

第16条 事務所の所在

本会の事務所は、代表の指定する場所に置く。

第17条 会計年度

本会の会計は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

(付 則)

本会則は、令和元年5月19日に制定し、同日より実施する。

令和3年6月12日支部を地区に改正する。

活動結果報告書

令和6年3月31日

越前市議会

議長 吉田 啓三 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和5年4月1日(土曜日)～令和6年3月31日(日曜日)

活動先 福井県女性議員の会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 (不足のときは、補助用紙を用いる。)

(組織の会則は別紙のとおり)

福井県女性議員の会 規約

(名 称)

第1条 この会は、福井県女性議員の会と称する

(目 的)

第2条 この会は、議員としての役割を達成するために、党派を超えて、会員一人ひとりの意見を充分尊重し、学習や交流を通じお互いの資質の向上を図るとともに、男女共同参画社会を目指し、女性議員の拡大に努めることを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は前条の目的を達成するため、次の事業をする。

1. 学習及び交流
2. 情報収集及び発信
3. 県内外各種団体とのネットワークの構築
4. その他、この目的達成に必要な事業

(会 員)

第4条 この会は、県内女性議員で構成する。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。但し副会長、会計、事務局等の人数及び役職等は会長に一任する。

会長 1名

副会長

会計

事務局

監査 1名

地区担当 若干名

(役員の任期)

第6条 役員の任期は一年とし、再選は妨げない。

(総会)

第7条 総会は毎年1回開催し、次の事項を協議する。

1. 事業計画及び収支予算に関する事
2. 役員の選出に関する事
3. 規約の変更に関する事

4 その他会員から提案のあったこと

5 特別の事業のある場合はこの限りでない。

総会の運営

第8条 総会は、会員の過数の出席がなければ開くことができない。

(1) 総会の議事は、出席者の過数をもって議決する。

会費

第9条 この会の会費は次のとおりにする。

(1) 県議会議員は5,000円

(2) 市議会議員は3,000円

(3) 町議会議員は1,000円

会計年度

第10条 この会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

付則

この規約は平成12年5月14日から施行する。

この規約は平成15年8月18日から施行する。

この規約は平成19年5月17日から施行する。

この規約は平成21年5月15日から施行する。

この規約は平成22年11月19日から施行する。

この規約は平成23年8月28日から施行する。

この規約は平成24年5月18日から施行する。

この規約は平成27年10月26日から施行する。

この規約は平成29年11月4日から施行する。

この規約は平成30年5月8日から施行する。

この規約は令和2年4月1日から施行する。

様式第4号（第6条関係）

活動結果報告書

令和6年3月15日

越前市議会

議長 吉田 啓三 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和5年4月1日（土曜日）～令和6年3月31日（日曜日）

活動先 全国フェミニスト議員連盟 会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

機関紙による情報収集と研修会参加等

（組織の規約は別紙のとおり）

全国フェミニスト議員連盟規約

(名称)

第1条 この会は、全国フェミニスト議員連盟と称する。ただし、英語名は Alliance of Feminist Representatives (愛称 AFER アファー) とする。

(目的)

第2条 本連盟は、女性議員を増やし、女性の声が政治に反映する社会をつくることを目的とする。

(活動)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 女性議員がいないゼロ議会をなくす運動。全てのレベルの女性議員比率を 50%にする運動。
- (2) 既成の政策、法律、条例を男女平等の視点で点検する運動。
- (3) 女性がいきいきと生きることができる、あらゆる環境づくりの政策立案運動。
- (4) 会員相互の情報交換、交流。
- (5) 日常的にはゆるやかな連合、連帯活動を旨とし、超党派とすること。

(会員)

第4条 本連盟は第2条の目的に賛同する市民、議員をもって会員とする。

(代表・世話人)

第5条 本連盟に代表2名を置く。

2 本連盟に次の世話人を置く。

会計、広報、政策、組織、国際、事務局、顧問

3 代表・世話人は会員相互の互選により定め、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 世話人の任務は以下とする。

- (1) 代表は、本連盟を代表し、総会及び世話人会を主宰する。
- (2) 会計は、本連盟の会費の徴収、経費の管理運用にあたる。
- (3) 広報は、本連盟の目的、活動を広く社会に知らせ、理解を深める。
- (4) 政策は、本連盟の活動のための、情報収集、研究にあたる。
- (5) 組織は、本連盟の活動のための組織の充実と拡大にあたる。
- (6) 国際は、目的を同じくする海外の団体・個人との情報交換、交流をはかる。
- (7) 事務局は、本連盟の運営を掌握し、事務連絡にあたる。

(会議)

第6条 本連盟の会議は、総会及び世話人会とする。

- (1) 総会は年1回とし、必要に応じて臨時総会を開くことができる
- (2) 総会は、予算、決算、その他の重要な事項を審議決定する
- (3) 世話人会は、必要に応じて開催する。
- (4) 世話人会は、目的達成のための必要事項を審議決定する。

(会計)

第7条 本連盟の会計は、会費、寄付、その他の収入をもってあてる。

- 2 本連盟の会費は、議員会員年額1万円、市民会員5千円とする。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

(規約)

第8条 本規約の改正は総会で定める。

附 則

本規約は、1992年2月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

本規約は、2016年5月28日から施行する。

(施行期日)

本規約は、2018年5月27日から施行する。

活動結果報告書

令和5年7月25日

越前市議会

議長 吉田 啓三 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和5年7月25日(火曜日)

活動先 越前市

活動目的 議会の内容を市民に報告

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 (不足のときは、補助用紙を用いる。)

議会だより

印刷業者 株式会社 国府印刷

支払金額 157,245円

印刷枚数 17,950部

折込 17,900部

広報誌内容別紙のとおり

大久保恵子 6 月議会報告

暑中お見舞い申し上げます
皆さまいかがお過ごしですか。
6 月議会報告をさせていただきます。



2023 年 7 月 25 日発行
〒 915-0802 越前市北府 3-3-18
TEL : 090-7588-5355
Kei51ik.o.okubo@bf.wakwak.com

一 般 質 問

I 庁内の危機管理体制について

昨年 9 月に発覚した、市の委託団体である「男女平等協会えちぜん」の不正経理に対する市の対応について質しました。

Q 1 : この間の市の一貫性のない答弁や事実と異なる答弁など一連の無責任な言動は市民や議会の信頼を失い、職員のモチベーションも下げたと考えるが見解を。

A1 : 調査状況について、答弁が不十分で誤解を招いたことについてお詫び申し上げます。

Q 2 : 過年度の委託料についての調査は、現在どうなっているのか？

A2 : 過年度分については問題がなかったと認識している。
協会も委託料において余剰金はなかったことを確認している。

Q 3 : しっかり調査もなしに幕を引くのでは、問題解決にならない。市民も納得しない。庁内の危機管理体制はどうなっているのか。今回の事件を総括し、庁内の危機管理、ガバナンスの強化が必要ではないか。

A3 : 不祥事が判明した場合には、直接の原因者が市かどうかに関わらず危機管理意識を持ち、しっかり対応する必要がある。
今回は市の初動体制に問題があった。今後適切な初動対応を取り、事態の悪化を防ぐとともに、行政職員の説明責任を真摯に果たすよう、今回の事案を一つの教訓として職員、特に管理職に対する教育に努める。(市長答弁)。

委託料として公金が使われているにも関わらず、市は、これまで一貫性のない答弁を繰り返し、調査に手を付けていない。3 月議会では「県の調査に協力する」とか「県の調査を待つ」というような、あたかも県が用途不明金の調査をしているかのような答弁をした。
一方、市はこれまで「委託料は監査の対象ではない」としているが、補助金であろうが委託料であろうが公金であり、市民の税金である。

市は自ら調査、全容解明し市民の信頼回復に努めるべき。併せて、早急に今回の件を検証し、危機管理体制の強化を図るべき。これまで企業に求められていた危機管理体制が近年、地方自治体にも求められる時代になっている。

II 市役所の障がい者雇用について

国は、障害者雇用率を 2024 年 7 月から民間で 2.3% から 2.7% にした。これに伴い 4 月 1 日から国や地方公共団体、独立行政法人は 3.0% への引き上げとなりました。

Q 1 : 市職員の障がい者雇用の現状は？

A1 : ・越前市職員の雇用率は R5 年 6 月時点で 2.71% で法定雇用率 2.6% を上回っている。
・雇用人数は 20 人 (身体障害者 8 人、精神障害者 12 人)
・市役所における障害者の勤続年数は 5 年以内 14 人、5 ～ 10 年：4 人、10 年以上：2 人

Q 2 : 障害者雇用のための取り組みは

A2 : 庁内に障がい者の雇用・活躍推進検討委員会を立上げ、採用、職場定着、キャリア形成に関する取組について検討し、その実施内容の確認、見直しを行っている。
・具体的な取組として、①雇用拡大のための業務の創出 ②定期的な面談やアンケート実施、特性や希望等を踏まえた必要な対応を行う。③キャリア形成やスキルアップなどに向けた面談を実施し、本人に合った業務の選定と配置換えの実施 ④障害者職業相談員資格を有する人事・法制課の職員が障害のある職員の希望に応じて相談対応 ⑤就労定着支援機関との連携 ⑥障害者雇用理解促進のための職員向け研修会実施などを行っている。引き続き法定雇用率達成のためだけの雇用ではなく、一人ひとりが特性と能力に応じていきいき働けるような職場づくりに努めていく。

Q 3 : 現在の雇用体系は

A3 : 現在の 20 人の雇用別内訳は・正規職員が 6 人、会計年度職員が 14 人。

Q 4 : 数年前までは障がい者の正規雇用枠があったが、いつの頃からかその枠が消えた。今後の考え方は。

A4 : 今後必要に応じて正規職員としての採用を考えていく。

Q 5 : 障がい者雇用の意義と目的を聞く

A5 : 障がいのある職員も障害のない職員も共に働きやすい職場環境となり、ひいては全ての人が生き生きと生活できる社会を作ることになると考える。

いくら立派な制度やシステムがあっても運用していくのは人間。
日常的に思いやりの心を持って、民間のお手本となるような市役所であることを望む。

2023 年 6 月議会は 6 月 13 日 (火) から 7 月 5 日 (水) までの 23 日間の日程で開催され、予算案 2 件 (補正 2 件)、条例案 2 件 (改正 2 件)、専決承認案 4 件 (予算 1 件 条例 3 件) の 8 件が提出された。補正額は 6 億 6660 万 4 千円。

一般質問は 3 日に渡って 15 人の議員が登壇しました。最終日の 7 月 5 日には 8 議案すべて原案通り可決しました。

■予算の規模

会計別	補正前	補正額	補正後	伸率
一般会計	36,818,000	666,604	37,484,604	1.8%
特別会計	16,914,702	-	16,914,702	-
企業会計	9,378,704	-	9,378,704	-
合 計	63,111,406	666,604	63,778,010	1.0%

■予算の内訳

○ 4 月専決予算の内容 (第 1 号)

- ・非課税世帯等支援給付金事業 176,000 千円
5,600 世帯 / 30,000 円 [国庫]
- ・低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業 72,000 千円
児童 1,400 人 / 50,000 円 [国庫]

○ 一般会計補正予算 (第 2 号)

- ・公用車管理事業 11,420 千円
脱炭素に向けた電気自動車購入 [国 10/10]
- ・自主防災組織育成事業 1,620 万円
設備整備：西地区、センター整備：高木町
- ・個人カード利用環境整備、交付事務事業 720 万円
- ・保育対策総合支援事業 799 万 6 千円 [県 2/3]
使用済おむつ一時保管用ごみ箱配置
- ・生活保護適正実施推進事業 159 万 5 千円 [国 1/2]
生活保護基準改定に対応するシステム改修
- ・コロナワクチン接種事業 2 億 1226 万円 [国]
- ・農林生産総合対策整備事業 791 万 2 千円 [県]
国産麦・大豆の生産拡大の機会 導入支援
- ・小学校スクールバス安全装置 1,065 千円 [県 1/2]
- ・文化財保護事業 信洋社修繕 1,257 千円 [県]

○ (第 3 号)

- ・公共交通燃料価格高騰対策事業 2,897 千円 [国・県 1/2]
- ・介護施設物価高騰対策事業 33,924 千円 [国・県 1/2]
- ・保育園物価高騰対策事業 電気料 3,123 千円 [国・県 1/2]
給食費 9,955 千円 [国・県 1/2]
- ・燃料・肥料高等緊急対策事業 35,157 千円 [国]
- ・水利施設電気料金高騰支援 625 千円 [国 3・県 7]
- ・省エネ設備トライアル促進事業 23,001 千円 [国]
- ・給食費高騰緊急対策事業 51,437 千円 [国]

Ⅲ 環境農林部創設に当たって

越前市はこの春、「環境産業部」を新設しました。以前は「産業と環境は対立するもの」という位置づけでしたが、今や、地球温暖化、脱炭素への対応が急務となり、すべての分野が環境への配慮無しには成り立たなくなりました。その様な中、農業も「みどりの食料戦略システム」として環境農業の展開が始まりました。越前市は国のこの「みどりの食料戦略システム」の採択を受け県とともに国内有数の有機農業産地を目指すため「産業環境部」を新設しました。

Q 1：生ごみの堆肥化は生ごみの減量に留まらず堆肥化し畑やに戻すことで資源の有効活用になる。一番小さい地産地消でもあり生きがい農業にもつながる。過去、市は生ごみの堆肥化を推進し、学校の給食残差を堆肥にし、花壇や畑に還元した時代もあった。現在はその名残として堆肥化バケツに 24,000 円が計上されているだけ。生ごみの堆肥化に再度挑戦することを提言する。

A1：各家庭の生ごみを堆肥化し自家菜園で活用することは生ごみの削減に留まらず、家庭における完結した有機循環リサイクルである。今後推進を図りつつ生きがいづくりや生涯学習の面もふくめ、越前市民大学の講座など関係部局と連携しながら検討する。

Q 2：プラごみ分別の現状は？

使い捨てプラスチックによる環境汚染は拡大する一方で歯止めがかからず、日本では7割が消却、一酸化炭素発生源になっている。

昨年4月、プラごみ対策の為「プラスチック資源循環促進法（プラ新法）」が施行され容器包装以外のプラスチックも回収の対象となった。

越前市は、南越清掃組合の新炉完成に伴い、他自治体比し進んでいたプラのリサイクルが大きく後退した。その後「講習会や出前講座などで改善していく」との答弁があったが現状は？

A2：出前講座では、説明の冒頭に「新炉完成後もゴミの分別に変化はない」と伝えている。市広報6月号でも、ゴミの分別を呼び掛けている。6月28日から生協、社協、農協と連携し、フードドライブ運動を始めるがその中でも分別の徹底を訴える。

Q 3：ペットボトル削減啓発について

数年前から、ペットボトル削減を議場でも提案している。一時、市役所の売店でもペットボトルの販売が減ったようであるが、最近は元に戻った感がある。この春の各種団体の総会でも、相変わらずペットボトルのお茶が提供されていた。地域への啓発の現状は現在どうなっているのか。以前は、市役所の会合には「飲み物は各自ご持参ください」とマイボトル持参を呼びかけたが、今はどうなっているのか。

A3：外部会議や、市主催会議においてもペットボトル飲料の使用を控えることとし、その旨理解を求めている。

Q 4：県の「マイボトル運動推進サポーター」に登録し運動の推進を

福井県は2021年から、使い捨て容器に代わり、水筒やタンブラーなどの利用促進をめざし「マイボトル運動」を推進している。既に坂井市、大野市、小浜市、越前町が登録をし、職員にマイボトル持参呼掛け、市主催会議でのマイボトルを呼掛け、給水器設置などを実行している。現在越前市の企業や商店9社も登録済みで積極的に活動している。越前市も、ぜひ県の「マイボトルサポーター」に登録し、強力に推進を図っていくことを提案する。

A4：昨年度の調査では市職員のマイボトル、マイカップ使用は94.3%に達している。市内への普及を進めていく。

Q 5：ドローンによる農薬散布周知

Q5-1：昨年からドローンによる農薬散布で日常生活に支障をきたしている化学物質過敏症の方の声を聞き、今年度市は「ドローンによる農薬散布広報のチラシ」を作成した。早速の対応を評価する。
ところで、このチラシの配布先はどこか？ 今後、麦や肥料散布などドローンは普及していくと考えられる。

A5-1：送付先は、市内のすべての認定農業者122名、集落営農組織27団体、新規就農者3名に対し通知。通知文には化学部室過敏症の方々への配慮を明記した。水稲のみならず大麦の防除や肥料散布などドローンは今後も普及して行くと見込まれる。JAと協力して継続的に注意を喚起していく。

Q5-2：化学物質過敏症対策としての「香害」対策の現状は

A5-2：取り組み実績：市民出前講座、丹南夢レディオ、市広報紙などを活用し、問題の周知と配慮の呼掛け、市民からの相談内容を国民生活センターへ報告、国の対応なども要望。本年度計画：①イベント等で消費者啓発。市内消費者グループ4団体と連携してテーマに取り上げる。
②市広報での継続した広報・啓発市広報定期掲載の「消費者の窓」で特集 ③丹南ケーブルTVを活用した周知・啓発に取り組む。

【産業建設委員会市内視察報告】

私の所属する「産業建設委員会」では下記の2日間に渡り委員会所管の事業の中から有機農業や農業の6次化を視察しました。

視察1回目 5月29日（月）10:00～17:00

参加者：産業建設委員+賛同議員（計11人）

10:00～ 場所：白山農協
コウノトリ呼美戻す農法部会（取組み経緯）
越前たけふ農協（有機農業推進事業について）
11:00～ ブドウ畑見学（白山）
11:30～ 農家レストラン「しらやまんち」昼食
13:00～ ワイナリー視察（葛岡）
14:00～ 明城ファーム（いちごハウス）
14:40～ ピロール農法視察
16:00～ 越前福井森林組合と語る会（あいぱーく今立）

視察2回目 6月30日（金）9:40～16:00

参加者：環境建設委員+賛同議員（計7人）

10:00～ ワークステップひろせ（広瀬町）
有機JASの取り組みの経緯と概要説明を受ける
12:00～ ゆらり
開発中の和お膳「コウノトリ御膳」の説明・試食
温浴施設を活用したグリーンツーリズムについて
14:30～ 森林活用の現状と可能性（住友林業）森林林業マスタープランの策定、森林環境贈与税の活用などについて意見交換

政治は暮らしです 政治はまちづくりです

大久保恵子は、これからも「人（人権）と環境を大切に作る心豊かな落ち着いた潤いのある越前市」を目指し活動します。

様式第4号（第6条関係）

活動結果報告書

令和6年1月13日

越前市議会

議長 吉田 啓三 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和6年1月13日（土曜日）

活動先 越前市

活動目的 議会の内容を市民に報告

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

議会だより

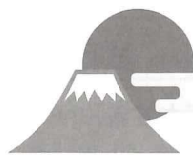
印刷業者 株式会社 国府印刷

支払金額 155,773円

印刷枚数 17,625部

折込 17,575部

広報誌内容別紙のとおり



大久保恵子 9月・12月議会報告



2024年1月13日発行
〒915-0802 越前市北府3-3-18
TEL：090-7588-5355
Kei51ik.o.okubo@bf.wakwak.com

12月議会は11月28日(火)から12月21日(木)までの24日間の会期で開催されました。

提出議案は予算案7件、条令案6件、一般議案4件、全て原案通り可決。5会派の会派代表質問と15人の議員が一般質問を行いました。

なお、9月議会は8月24日(木)から10月23日(月)までの54日間(通常の期間の倍)の日程で開催されました。

9月議会は毎年、前年度の決算を審査する決算委員会が開催されますが、今年度からは決算審査の意見が次年度予算に反映されるように「決算サイクル特別委員会」を立上げ、試行検討を続けました。その為会期が54日間と例年の倍となり、12月議会との間が1か月程度と短くなり「9月議会報告」をお届けできませんでした。今回併せてご報告いたします。

■ 12月予算の規模 (第7号) (第8号)

会計別	補正前①	補正額②	補正後③	伸率
一般会計	38,395,463	1,041,312	39,828,100	2.7
特別会計	16,914,702	260,332	17,175,034	1.5
企業会計	9,378,704	69,697	9,448,401	0.7
合 計	65,080,194	1,371,341	66,451,535	2.1

※補正予算額①は12月補正予算第7号を含む。

■ 主な内容

● 学校給食物価高騰対策特別新事業 5,340万円

補助経費：小学校給食の食材費全額

期 間：R6年1月～3月分

財 源：国庫10/10

● 水道料金物価高騰対策特別支援事業 8,071万円

対象者：全世帯及び事業者 (予定件数約3万4千件)

期 間：R6年1・2月検針分(2・3額請求分)

内 容：基本料金を無料

手続き：必要なし ※下水道料は対象外

財 源：国庫10/10

● 地域交通対策事業(シャトルバス運行事業) 4,572千円

・新幹線武生駅～武生駅～大河ドラマ館

運 賃：500円/回

運行期間：R6年3月16日～3月31日

※4月1日以降債務負担行為

財 源：国庫1/2 県支出

'23年12月議会一般質問

I 越前市地域福祉計画について

9月議会での質問に続き、現在改訂中の「越前市地域福祉計画」について質問しました。この計画はR2年の国の「社会福祉法」改定を受け、「重層的支援体制事業」を構築して、これまでの「子ども」「高齢」「障害」「貧困」の縦割りの支援から、「個人まるごと」「家族まるごと」支援を目指すという画期的な福祉政策になりました。その趣旨が市民・関係者に分かり易い「越前市地域福祉計画」となるよう下記質問をした。

Q：審議会やワーキンググループで出た意見は？

A：①本当に支援が必要な人に支援が届くような仕組みづくり
②支援者を支援する体制づくり ③支援相談に関わる専門職の人材育成強化。

Q：支援プランの作成について。

支援が必要な人に必要な支援が届くことがこの計画の目的であるが、支援プランはどのように作成しているのか。

A：本人の同意を得て関係機関と共に作成し、関係機関がそれぞれの強みを生かした支援を行う。状況変化に応じ計画的にケース会議を開催し、プランの見直しを行い支援に結びつけるという流れ。

Q：プランの作成件数は？

A：相談件数はR4年度から177件。プラン作成件数はR5年11月までに7件。

Q：指標の個所に相談を受け支援プランを作成した数を記しては如何か？

A：今後のパブコメ他の意見を頂く中で検討する。

人はみんな年を取る。いつ障害を持つ身になるかも分からない。今回の地域福祉計画の趣旨である「子ども、大人、障害者の枠を超え『個人まるごと、家族まるごと』の支援体制充実を期待する。またその趣旨から市民及び関係者にしっかり伝わる記述を求める。

II 不適切保育について

昨年11月の静岡県裾野市の不適切保育の発覚以降、信じられないような内容の不適切保育の報道が後を絶たない。越前市における不適切保育の未然防止の観点から下記のような質問をした。

Q：「不適切保育」についての市の見解は？

A：要因の一つは全国的な課題の保育士不足。業務負担が大きくなり、余裕を持って仕事に臨めない。本人の意識の問題も指摘されており、子どもの人権や人格尊重への理解が十分でなく、無自覚に不適切な言動をしてしまうことが考えられる。市としては引き続き保育士人材の確保と環境改善、資質向上を図る。

Q：越前市の結果と感想などを聞く。

昨年暮れの国の初めての実態調査の結果は？

A：本市のすべての園においては該当する事案は無かったが、「不適切保育」の捉え方に、保育園や自治体にばらつきがあり、実態が懸念されているため、本市も保育園現場での不適切な保育の未然防止に向け取り組みを強化していく。

Q：不適切保育の相談窓口の設置が大切。越前市の現状は。

A：窓口は市こども家庭課。R4年12月の全国調査をきっかけに、改めて公立・民間全園を通し保護者等への通知を図った。

Q：周知のためのチラシの活用は？

周知のためのチラシは配布済みの方であるが活用法を聞く。園だよりなどを通して全保護者家庭への配布を求める。その際にQRコードなどで、不適切行為の内容等も保護者に知らせて欲しい。

A：市作成のチラシは園の玄関や廊下などに掲示しているが、今後QRコードを掲載したチラシをすべての保護者に配布し、どのような行為が不適切行為に当たるのかも理解してもらえるよう周知する。

Q：不適切保育を把握した際の市の対応は？

A：速やかにこども家庭課への通報を指導している。相談があった場合の対応は、まずその内容や要望などを聞き取り、職員が直接園に対し事案の把握、事実確認を行い、助言や指導を行っている。その結果は相談者に説明。園からの改善策についての相談にも応じている。事案の内容によっては庁内関係課や県、児童福祉機関等と情報共有し園への指導を行う。

Q：チェックリストの作成・配布・活用を提案する。

「全国保育会」作成の「子どもの人権擁護に関するセルフチェックリスト」を活用し普段の振り返りに活用している自治体もあると聞いている。越前市も活用を。セルフチェックリストは保育士自身の振り返り、気づき、認識の共有をするためのもの。日常的に活用されているのか？ 再度指導を。

Q：既に配布しているが、今後、職員が各園へ出

向く際に活用法の確認を行う。またR6年4月に市全体の保育の向上を目指し、「にじいろこども園」内に「市幼児教育・保育支援センター」の設置を予定している。ここに各園をサポートする専門職員を配置し、職員が各園を巡回し、園の実態に応じた助言や指導をする。

Q：園長やリーダー層に対しての指導は？

A：園長やリーダーの果たす役割は非常に大きく重要。公立・私立園長会議の場で不適切な保育に関する情報交換など実施。また全職員対象の「子どもの人権」に関する研修を開催し未然防止に努めている。前述のセンターで、全園の職員対象に様々な研修や交流を行う園長やリーダー層への研修にも取り組む。

Q：ガイドラインの作成を。

A：すでに国のガイドラインやチェックリストを活用しているが、全国一律の内容のため、今後本市の実情を反映した市独自のものを作成する。作成に当たっては保育現場相談機関の意見を聞き、より実効性あるガイドラインにしていく。

保育の実施主体である市として、未然防止策について積極的対応を求める。

III 越前市男女共同参画条例に「LGBT 及びアウティング禁止」の明記を

先の9月議会で「『越前市男女共同参画条例に』LGBT並びにアウティング禁止を謳って欲しい」との質問に対し「他自治体の状況を調査検討して」という答弁を頂いたので、今議会で改めてこの件について質問した。

Q：越前市は福井県初のパートナーシップ宣言制度を導入。福井県も11月1日に導入した。またアウティング規定については、昨年、豊島区の会社員が豊島区の条例に基づき労災を請求し認定を受けた。ぜひこの2点について条例への明記を再度提案する。

A：パートナーシップ制度については、要綱の方が時代の変化やニーズに合わせて柔軟な改正が可能であるというメリットがある。「アウティング」については、令和2年6月施行の女性活躍・ハラスメント規制法の指針で、パワハラの一類型に規定され、企業の防止対策が義務付けられるなど重大な人権侵害と認識している。全国26の自治体が条例に規定しており条令化で正しい情報の周知や予防策を講じ、苦情や救済の申し出など被害者救済につながるメリットがある。一方で条例への規定で「言ってはいけないこと」を常に念頭に置かなくてはならないことに負担に感じ、LGBTと積極的なかかわりを持たないでおこうとする意識が生まれる場合もある。性的マイノリティの更なる差別を招くことが無いよう慎重に判断する。

条例に明記することは市民に対し、市の姿勢を示すことになる。豊島区で労災が認められたのは市の条例に「アウティング禁止」事項があったから。改めて条例への明記を提言する。このような人権政策は財政難の中にあっても実現可能である。

政治は暮らしです 政治はまちづくりです

大久保恵子は、これからも「人（人権）と環境を大切にする心豊かな落ち着いた潤いのある越前市」を目指し活動します。

’23年9月議会一般質問

I 地域福祉計画について

Q：現在改訂作業中の『越前市地域福祉計画』が前回計画と大きく変わる点は何か？

A：これまでの支援は、障害、子ども、貧困、高齢等の属性で区分されていたが、新しい計画ではR2年の国の「社会福祉法」の改正を受け、属性に関わらず「重層的支援体制」で「個人まるごと」「家族まるごと」の支援ができるようになった。

本当に支援を必要としている人や家族に届く支援を期待する。

II 男女共同参画推進について

Q：越前市は、1 昨年、県内初のパートナーシップ宣誓制度を導入した。制定して20余年になる「越前市男女共同参画条例」に「LGBT」や「アウティング禁止」の明記を。

A：「本市はパートナーシップ制度」については要綱で規定している。アウティング禁止については県外の自治体で条例に規定していることも知っている。条例で制定している自治体の取り組みやその効果を調査、先進自治体の動向も注視しながら条例化については研究をしていく。



編集後記

- ・世界各地での悲惨な戦争、地球沸騰と言われる温暖化、食料安保、そしてパーティ券での更なる政治不信。まさしく混迷の時代。これらを引きずって新しい年が明けました。
- ・昨年はコロナが明け4年ぶりに地域の行事も戻りました。これまでオンラインだった議会の視察や研修も復活。そして「決算サイクル検討会」も設置され、議会も一気に

III 人口減少社会対策について

Q：共同通信が首長に行った人口減少についてのアンケートに対し、県内で唯一越前市長だけが「人口減少に危機感を持っていない」と回答した。総合計画には「10万人の活力と元気」となっているが、既に8万人割れとなっている。説明を。

A：5000人以上だった外国人が企業動向で減少した。また日本人市民も減少し続けている。越前市の将来人口は2040年には6万人規模と見込まれている。過度に人口減少を問題視するメディアの論調に同調することなく、人口減少にどのように対応し、地域の活力をどう確保していくかが重要。「定住人口」の維持および「交流人口」、「関係人口」を増やす施策を積極的に実施し、地域の特徴を生かした活性化を図ることで地元の元気と活力に繋げたいとの考えである。

時代は経済最優先の時代ではなくなった。産業・観光・誘客・源氏も大切だが、福祉や人権、環境など生活に密着した政策が一層大切だと考える。「派手でなくても良い。目立たなくても良い。」まさしく「ウエルビーイングのまちづくり」を期待する。

忙しくなりました。そして、1月から「光る君へ」、3月は新幹線開通。

- ・本市財政状況は、経済収支比率が昨年度より3ポイント悪化の93%。将来負担比率は県内17市町で最悪。持続可能な財政運営が求められています。従来の経済最優先の発想からの本気の大転換が必要です。
- ・選挙区への年賀状は選挙違反となります。この機関紙を持って変えさせていただきます。

【決算委員会】「政策サイクル」試行へ

～決算審査を次の予算審査に活かす為に～

議会では前年度の決算審査を次年度の当初予算に反映させるための政策サイクルの取り組みを始めました。

9月議会に向け、4月から「政策サイクル検討会」を立ち上げ、調査研究を始めました。

◆6月議会（決算に向けた調査研究）

各委員会（分科会）ごとに下記の事業の議論を深めました。

- ・総務委員会：多文化共生推進事業・地域自治振興事業
- ・産業建設委員会：森林環境譲与税事業
- ・教育厚生委員会：地域ネットワーク事業

◆9月議会（決算審査）

決算審査（分科会）ごとに決算議案をチェックしました。

論点整理シート作成



（全体会）で議論、提言をまとめる



市長に提言（次年度予算に反映のため）

・総務分科会・

① 地域振興事業（行政協力交付金）

外国人世帯の行政協力金算定方法を見直し、基礎数値に参入して算定する事を求めました。

・産業建設分科会・

② 森林環境譲与税基金事業

新しく森林環境譲与税を基金積立てせず、市民ニーズに沿った事業の推進を求めました。

・教育厚生分科会・

③ 地域活動ネットワーク事業・重層的支援体制整備事業（補助金）

社会福祉協議会が、より地域密着型の福祉活動に取り組めるように求めました。

2024年3月議会の当初予算ではどのように反映されたのかを確認します。



様式第4号（第6条関係）

活動結果報告書

令和6年3月30日

越前市議会

議長 吉田 啓三 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和6年3月30日（土曜日）

活動先	越前市
活動目的	議会の内容を市民に報告

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

議会だより

印刷業者 株式会社 国府印刷

支払金額 155,773円

印刷枚数 17,625部

折込 17,575部

広報誌内容別紙のとおり



大久保恵子 3 月議会報告

ようやく 4 月。桜の季節です。皆さまいかがお過ごしですか。3 月議会報告を送らせて頂きます。



2024 年 3 月 30 日発行
〒915-0802 越前市北府 3-3-18
TEL : 090-7588-5355
Kei51ik.o.okubo@bf.wakwak.com

3月議会は2月21日から3月21日までの30日間の日程で開催。
提出議案は、予算案 14 件（当初 7 件 補正 7 件）
条令案 8 件（改正 8 件）、一般議案 1 件、専決承認案 1 件の 24 件。
最終日の 3 月 21 日には '24 年度一般会計当初予算
379 億 6,400 万円、3 月補正予算 9 億 2494 万円など
を可決、閉会した。

【当初予算の概要より】

- 国の物価高騰・国土強靱化などの経済対策の活用や能登半島地震に迅速に対応するため一部事業を R5 年度に前倒し、3 月補正と一体化した 13 カ月予算を編成。
- 越前たけふ駅開業や大河ドラマ「光る君へ」など本市への注目が高まる絶好の機会を活かし、本市の魅力発信、観光誘客など関係人口・交流人口を増やす事業や市民生活を下支えする子ども・子育て世帯支援、健康で長寿を支える取り組み充実に重点的な予算配分を行った。
- 物価高騰により厳しい状況にある生活者を迅速に支援する為、新たに住民税非課税世帯等になった世帯への給付金や、定額減税しきれない方への給付金の支給に必要な額を計上。
- 国土強靱化を図る道路や橋梁整備等の一部を 3 月補正に前倒し、被災地・被災者支援、公共施設や民間住宅耐震化等、必要額を計上。
- デマンドバスなど身近な公共交通や小学校の水泳学習の充実など、市民のウェルビーイングを高めるための市総合計画 2023 に掲げた。
- 総合計画の 6 つのテーマの着実な推進。

■予算の規模

（単位：千円）

会計別	R 6 年度	前年度比
一般会計	37,964,000	3.1%
特別会計	17,018,338	0.6%
企業会計	8,652,296	△ 7.7%
合 計	63,634,634	0.8%

政治は暮らしです 政治はまちづくりです

大久保恵子は、これからも「人（人権）と環境を大切にする心豊かな落ち着いた潤いのある越前市」を目指し活動します。

一 般 質 問

I 地域福祉計画について

R2 年の国の福祉政策の根幹をなす「社会福祉法」の改正を受けて、市は新年度、改正「越前市地域福祉計画」施行する。改定の目的は、これまでの子ども・高齢者・障害者・貧困といった縦割の支援体制を、時代のニーズに応じて、縦割りの壁を超えて「個人まるごと」「家族まるごと」支援するというもの。

Q1: 目的と手段が明確に分かる表記を

今回の改正の目的は、「個人まるごと」支援、「家族まるごと」支援するというもの。

そしてその手段として、重層的支援体制を構築するという事。

目的と手段が明確に分かる記述を求める。

A：個人・家族まるごとの支援については、文章だけでは伝わりにくいことから、重層的支援体制整備事業の全体像や包括的支援体制について大きく見やすい図を活用する。

Q2：180 件近い相談に対し、支援プランをどのように作成しているのか？支援プランの作成が重要！

A：関係機関と共にプランを作成する。プラン作成に当たっては、厚生労働省指定の帳票を使用し、各シートを作成している。
その後、各機関それぞれの役割に応じ進捗管理を行い、見直ししながら支援の終結に結びつける。

Q3：市民や市職員関係者への周知方法は？

せっかくの国の画期的な改正。「個人・家庭まるごと」支援体制が機能しなくては改正の意味がない。市民や、関係者へのしっかりした周知を求める。

A：市民に対しては、市出前講座、市ホームページや広報での周知はもとより、各地域で開催される地域福祉ネットワーク会議や第 2 層地区協議会へ積極的に出向き発信していく。
また、市職員に対しては福祉部だけではなく、様々な窓口対応職員を対象に、分野を越えた相談の受け方や他分野の業務を学ぶ研修会を開催している。
引き続き、市役所のどの窓口でも相談を受ける、断らない窓口を推進し「個人や家族まるごと支援」を図るため重層的支援事業を浸透させていく。

II 特別支援学校を障害児の避難所に

熊本市では H31 年「子ども避難所」として、障害のある子どもと家族に特化して市内の特別支援学校を避難所とした。

これは H28 年の熊本市震災復興座談会において、熊本支援学校の校長会からの提案で、H28 年特別支援学校の PTA 連合会が地震後のアンケートを基に要望書を提出したことによる。

Q1：南越特別支援学校の生徒数と障害の内容は？

A：R5 年度全校生徒数は 139 人。内訳は幼稚園部 1 人、小学部 8 人、中学部 18 人、高等部 72 人。

障害の内容は視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、他、病弱の生徒。

Q2：南越支援学校を避難所の件について県の動向は？

発達に障がいのある人たちは、環境の変化に弱く、特に問題行動が目立ち大勢の避難所、また慣れない避難所での避難は困難。肢体不自由や医療的ケア児にとっては命にも関わる問題。

福井県でも特別支援学校を災害時の避難所に指定を。

A：R3 年改定の国の福祉避難所ガイドラインにおいて特別支援学校も福祉避難所なり得ることが明記され、それを受け福井市と坂井市が県に要望した。この動きに特別支援学校長会が「県内で統一性を持たせるように」との意向を示し、R5 年 11 月に県が各市町に意見聴取の文書が発出され、12 月には県が確定したひな形が提出された。
現在、市では南越特別支援学校と今年 9 月末を目途に、協定締結に向けた協議を進めて行く。

Q3：現在の動向を障害児の家族に周知し、家族に一日でも早い安心を。

心配している保護者が少しでも早く安心できるよう県の動向について周知をお願いしたい。

A：南越特別支援学校との協議の進捗状況については、学校を通して保護者への通知を依頼する。

Q 4：当事者やその家族から意見聴取し県に届けて欲しい。

A：協定締結に当たっては、当事者などの意見を反映することが必要と考えている。今後、学校と相談し、意見聴取の場を設け、県との情報共有を図る。

Q 5: 少しでも早く特別支援学校を福祉避難所に！

A：その必要性については、共通認識を持っている。
市では 9 月を目途に、協定締結を始めている。

Ⅲ 強度行動障害者支援

Q1：強度行動障害とは、どのような障害か？

A：知的障害や発達障害の2次障害で、自傷、他傷、こだわり、物壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など、著しく高い頻度で、本人や周囲の暮らしに影響を及ぼす行動が出現する。

Q2：越前市における総数と在宅、施設入所の現状は？

A：市が把握している人数 103 人（R4 年度末）。うち在宅 46 人（うちグループホーム 6 人）施設入所 57 人（うち療育介護 1 人）強度行動障害の判断基準は、障害福祉サービスを受ける際に行う障害支援区分サービス調査で、自傷、他傷、大声・奇声を出す、異食などの項目で 24 点中 10 点以上。

Q3 越前市における支援の課題は？

A：障害の特性から、支援が非常に困難であり、支援する側にとっても大きなストレスとなっている。危険な行動を抑えようとするなどの支援行為が、不適切な虐待につながる恐れがある等、支援する側に専門的な知識や技術が必要なため、受け入れ可能な事業所が限られ、サービス体制が十分ではない。県の担当部署とも受け入れ態勢については共有しているが現時点では解決法を見つけることができない。全国の事例を集め、受入れを行っている事業者の状況の検証に努めている。

編集後記

今回の一般質問は、Ⅰ新年度改定の「越前市地域福祉計画」Ⅱ「特別支援学校を障害児の災害避難所に」Ⅲ「強度行動障害の援強化」とすべて福祉関係であった。「新幹線」も開業し「光る君へ」のドラマ館もオープンし、これらの当面の政策は一段落した。

今後は、市長の（総合計画）のウエルビーイング（住みやすいまち）に向けて政策の強化をお願いしたい。それが長い目で見て、人口対策にもつながるものと確信している。

Q4：行動障害支援の充実に向けこれまで複数回の質問があったが進捗状況は？

A：加算制度の拡充と、施設整備に対する掛まし経費の加算の充実につて継続して国・県には要望してきた。今回、R6 年度報酬改定において強度行動障害に関する加算が算定され前進したと考えている。

Q5：R6 年度障害福祉サービス等報酬改定における強度行動障害に関する支援体制充実は？

A：R6 年度の報酬改定では、生活介護や施設入所支援、短期入所、グループホーム、放課後等デイサービスなどの強度行動障害の程度に応じて報酬区分が細分化され加算が設定される。また、強度行動障害のある利用者の現場支援の中心的役割を担う「中核の人材」養成研修修了者の配置による加算。また一時的に施設で受け入れる「集中的支援」等にも報酬加算が適用され、支援体制の充実が図られる。

Q6：今議会の提案理由の中に、「すべての障害者対応する確生活支援拠点となる事務所を増やす」と明記がされたいが具体的にどのような構想か？

A：当事者等の相談を受けたり、緊急時の受け入れを行うなどの対応を行う指定事業所を増やし、障害の特性に合わせた対応を可能とし、支援を必要とする人への支援を円滑に実施する。また、障害の種別に応じた複数の事業所を指定することで、面的整備を進め、現在 1 事業所のみである指定事業所の負担軽減も図る。

「安定ヨウ素剤の事前配布を求める請願」 議会全会一致で採択

3 月 14 日、総務委員会で全会一致で採択された。上記の請願は、議会最終日 3 月 21 日の本会議に掛けられ、越前市議会全会一致で採択された。越前市は原発から 30 キロ圏内（UPZ）に含まれるため、嶺南の市町と同様にヨウ素剤の事前配布を求めるもの。

* 今後は、市の動きを見守りたい*



3 月議会提案理由説明より(ピックアップ)

毎議会、初日の冒頭に市長より提案説明（市政運営所信／当面する市政の課題）がある。今回は R6 年度当初予算についての提案説明。私の目に止まった箇所をピックアップした。

●新幹線開業関係

- 越前たけふ駅から市内主要ホテルやハピラインたけふ駅、大河ドラマ館のある武生中央公園を結ぶシャトルバスを運行する。
- 新幹線開業による誘客やビジネス客の増加に伴う、市内タクシー需要に応えるため、市内タクシー事業者に就労した運転手に奨励金を交付し、運転手の確保と運行台数の増加を目指す。特に短時間勤務での雇用や女性、外国籍の方の就労を促進。
- 越前たけふ駅の高架下に約 50 台の JR 駅レンタカーがオープン。
- 人口減少・超高齢化時代における持続可能な交通ネットワーク形成のため「越前市地域交通計画」を策定。

●紫式部プロジェクト関係

- 越前国府跡の発掘現場では、3D 画像化を行う予定。市内全域を大河ドラマ館を拠点とする「しきぶきぶんミュージアム」として市内回遊に繋げたい。
- ドラマに越前の場面が登場するタイミングに合わせ様々な企画を考えている。

●越前和紙について

- 「越前鳥の子紙」はユネスコで和紙技術の追加登録候補になり、11 月認定登録の見通し。

●福祉について

- 障害がある人の支援については、今後さらにすべての障がいに対応する地域生活支援拠点事業所を増やし、強度行動障害のある人、医療的ケアが必要な人等に対する一時預かりサービスを提供し、家族の負担軽減を図る。
- 介護人材キャリアアップ定着奨励金を新設し、主任介護支援専門員の資格を新規取得または更新した人に、10 万円を支給。介護人材の確保を図る。
- 介護保険料は保険料を据え置く、市独自に低所得者の負担軽減を図る。
- 子ども医療費の完全無償化継続実施。
- 併せて、県に 18 歳までの引き上げを要望する。

- 4 月から市民プラザたけふ内に「こども家庭センター」を設置。すべての妊婦、子育て世帯子どもへの一体的な相談支援を行う。
- 4 月 1 日に公立認定保育園「にじいろこども園」が開園。医療的ケア児、外国籍の子ども受入れなど、多様な保育ニーズに対応する。
- 学校給食に市独自に越前市産米コシヒカリや有機栽培米「コウノトリ呼び戻す農法米」を使用し、地場産食材を積極的に取り入れている。

●教育について

- 外国籍児童生徒支援のため言語指導者を 16 名配置。
- 災害時使用の武道館、地区公民館の耐震工事。国の予算の前倒しで中学校空調設備更新工事、避難所となる施設の空調設備について検討

●人口減少について

- 子育て世代と U ターン者の移住を重点的に促進し、国の東京圏からの移住支援制度の対象外となる、移住支援制度の拡大強化。最大 228 万円に増額。
- 本市に不足している宿泊施設、ゲストハウスなどへの補助などで新規開業を支援。

●新幹線駅周辺開発プロジェクトについて

- ホテルの誘致を強化。進出意向が確認され次第関係者に相談する。
- 「越前たけふ未来創造基地（仮称）」は基本構想の中で、市民や来訪者の交流拠点として、また本市のめざす「幸せ実感の越前市」を体現する場として必要な機能を備えるものとし、整備は民間開発と一体的なものとする。

●農政について

- 世界的な食料需要の変動や温暖化、国内の人口減少、高齢化による担い手不足に直面し、地域農業を守るため、自然と調和し、農業の付加価値を高めるため「有機農業拡大プロジェクト」を推進している。昨年は有機栽培面積約 38ha（本市の耕地面積の 7.7%）。
- 5 月に「オーガニック都市宣言」を行い国内外にアピール。

●第 2 期 都市計画マスタープランについて

- 「住み続けられるまち越前 ～都市と自然の調和～」をまちづくりのテーマとして、将来都市像を実現する為の方針を踏まえ、年度末に計画を改訂する。

●新年度からの市政推進について

- 「市子ども条例」「市情報公開条例」の改正。「市民の幸福追求に関する条例」の制定など、条例による政策推進を目指す。